

労使協定書の賃金等の記載状況 (一部事業所の集計結果(令和5年度))について

資料1 - 2

【集計の概要】

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」(※1)及び当該報告書に添付された労使協定書(※2)から、一部事業所を抽出して集計したものの。

- ※1 労働者派遣事業報告書は、労働者派遣法では派遣元事業主に対し、事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている
- ※2 本集計は、令和5年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの

〔抽出方法〕

- 1 選択している待遇決定方式、能力・経験調整指数の選択状況、地域指数の選択状況、通勤手当の選択状況、退職金の支給状況、賃金の改善方法、労使協定書の締結主体・有効期間
 - ：労働者派遣事業報告書(令和4年6月1日現在の状況)の提出のあった約4.3万事業所から、400事業所を企業規模別に層化無作為抽出。
 - ※ 上記抽出方法により抽出した400事業所のうち、廃止等があったものを除く

- 2 労使協定書の賃金(基準値0年)の記載状況(令和5年度)(全国計100.0)
 - ：各職業分類について、労働者派遣事業報告書(令和4年6月1日現在の状況)に当該業務の実績がある事業所の全数を母集団として、企業規模別に無作為抽出。
 - なお、職業分類ごとのサンプルサイズは、当該事業報告の賃金額の標準偏差から必要サンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。

1 選択している待遇決定方式

選択している待遇決定方式	選択の割合 N=329 (N=324)
派遣先均等・均衡方式	7.9% (5.2%)
労使協定方式	88.8% (88.6%)
併用	3.3% (6.2%)

(注1) 「派遣先均等・均衡方式」とは、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」とは、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」の各項目については、労働者派遣事業報告書において、

- ①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に、「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所として集計。
- ②「協定対象派遣労働者」の人数のみが計上されている場合に、「労使協定方式」を選択している事業所として集計。
- ③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合に、「併用」を選択している事業所として集計。

(注3) () は昨年度の集計結果。

2 能力・経験調整指数の選択状況

能力・経験調整指数の選択状況	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合 N=296 (N=300)	97.0% (94.7%)	33.4% (33.7%)	28.7% (28.7%)	78.0% (70.3%)	49.7% (50.0%)	79.1% (75.7%)	19.9% (17.7%)	4.1% (5.0%)	0.3% (0.0%)	12.5% (6.7%)

(注1) 能力・経験調整指数とは、厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下、「通達」という。）で示されている「能力・経験調整指数」。

(注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている能力・経験調整指数を確認。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数/抽出された事業所数(有効)」

(注3) 「その他」は、通達において示している「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」以外の能力・経験調整指数(「4年」、「7年」等)を労使の協議により選択している事業所。

(注4) ()は昨年度の集計結果。

3 地域指数の選択状況

地域指数の選択状況	都道府県	公共職業安定所	併用	その他
選択の割合 N=305 (N=307)	85.2% (75.9%)	11.5% (16.0%)	1.6% (3.9%)	1.6% (4.2%)

(注1) 地域指数とは、通達に示されている「地域指数」をいう。

※ 地域指数は、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出したもの

(注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている地域指数に係る記載を集計したもの。

都道府県別、公共職業安定所別、併用など、各地域指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出

「〇〇別地域指数を選択している事業所数/抽出された事業所数(有効)」

(注3) 以下の整理に基づき集計。

「都道府県」は、都道府県別地域指数のみを選択している事業所。

「公共職業安定所」は、公共職業安定所別地域指数のみを選択している事業所。

「併用」は、都道府県別と公共職業安定所別地域指数を職種や地域に応じて選択している事業所。

「その他」は、「地域指数は別表のとおりとする」等の記載があるが、別表の提出がなかったなど事業所。

(注4) ()は昨年度の集計結果。

4 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況	通勤手当 (実費)	通勤手当 (定額支給)	合算により 支給	不明
選択の割合 N=298 (N=307)	92.3% (86.3%)	6.7% (4.6%)	0.3% (4.2%)	0.7% (4.9%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の通勤手当に係る記載を集計したもの。

「労使協定書に通勤手当(実費/定額支給/合算)に関する記載がある事業所数/抽出された事業所数(有効)」

(注2) 「合算により支給」は、通勤手当相当分を時給額等に含めて支払っている事業所。

(注3) 「不明」は、「通勤手当の支給は賃金規程による」等の記載があるが、賃金規程の提出がなかったなどの事業所。

(注4) ()は昨年度の集計結果。

5 退職金の支給状況

退職金の支給状況	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金共済制度等への加入の方法	その他
選択の割合 N=298 (N=307)	30.2% (28.3%)	56.0% (56.4%)	8.4% (6.5%)	3.4% (8.8%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の退職金に係る記載を集計したもの。

「選択肢○を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 退職金は、通達に示されている次の1から3のいずれか又は合算の方法を選択したもの。

- ① 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）
- ② 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）
- ③ 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に加入する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

(注3) 「その他」は、②と③の併用などの事業所。

(注4) () は昨年度の集計結果。

6 賃金の改善（法第30条の4第1項第2号口）に係る記載状況

賃金の改善の状況	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 N=302 (N=301)	72.8% (72.4%)	57.0% (60.8%)	33.1% (34.9%)	3.3% (6.0%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の賃金の改善に係る記載を集計したもの。

「賃金の改善（高度な就業機会等）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 以下の整理に基づき集計。

「高度な就業機会」は、派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上があり、より高度な業務を行うことができると認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなどの事業所。

「昇給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、基本給・手当額自体を増額（号俸を上げる場合など）するなどの事業所。

「別手当の支給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなどの事業所。

「その他」は、賞与の中で反映しているなどの事業所。

(注3) () は昨年度の集計結果。

7 労使協定書の締結主体・有効期間

締結主体	労働組合	過半数代表者
選択の割合 N=298 (N=307)	5.6% (6.5%)	94.4% (93.5%)

有効期間	1年	2年	3年以上	その他
選択の割合 N=298 (N=307)	84.2% (74.3%)	14.8% (21.8%)	1.0% (3.3%)	0.0% (0.7%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を集計したもの。

「労働組合（過半数代表者）と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「その他」は、「6ヵ月」や「1年6ヵ月」などの事業所。

(注3) 労使協定書については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結することとしている。

(注4) 有効期間については、画一的な基準を設けていないが、2年以内とすることが望ましいとしている。

(注5) () は昨年度の集計結果。

8 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和5年度）（全国計100.0）

以下の額は、抽出された事業所の各労使協定書に記載されている基準値0年の賃金の額（時給換算）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われる賃金額を計上したのではないことに留意。（例えば、協定書上「1,000円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,000円」として集計している。）

労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計 ①と賃金構造基本 統計調査②等の 使用割合	(参考) (円)	
						職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額の基準値（0年）（令和5年度適用）	
01管理的公務員	—	—	—	—	①：— ②：—	01管理的公務員	1,232
02法人・団体の役員	—	—	—	—	①：— ②：—	02法人・団体の役員	1,844
03法人・団体の管理職員	—	—	—	—	①：— ②：—	03法人・団体の管理職員	1,535
04その他の管理的職業	—	—	—	—	①：— ②：—	04その他の管理的職業	1,409
05研究者 (N=66)	1,315円	1,676円	1,277円	22円	①：96% ②：4%	05研究者	1,277
06農林水産技術者	—	—	—	—	①：— ②：—	06農林水産技術者	1,050
07開発技術者 (N=86)	1,290円	1,762円	1,254円	21円	①：97% ②：3%	07開発技術者	1,254
						071食品開発技術者	1,173
						072電気・電子開発技術者等	1,274
						073機械開発技術者	1,237
						074自動車開発技術者	1,284
						075輸送用機器開発技術者	1,192
						076金属製錬・材料開発技術者	1,222
						077化学品開発技術者	1,248
						079その他の開発技術者	1,277
08製造技術者 (N=80)	1,293円	1,806円	1,252円	44円	①：98% ②：2%	08製造技術者	1,252
						081食品製造技術者	1,129
						082電気・電子製造技術者等	1,318
						083機械製造技術者	1,190
						084自動車製造技術者	1,177
						085輸送用機器製造技術者	1,158
						086金属製錬・材料製造技術者	1,166
						087化学品製造技術者	1,189
						089その他の製造技術者	1,148
09建築・土木技術者等 (N=82)	1,479円	2,386円	1,444円	67円	①：94% ②：6%	09建築・土木技術者等	1,444
						091建築技術者	1,419
						092土木技術者	1,500
						093測量技術者	1,206
10情報処理・通信技術者 (N=103)	1,395円	1,893円	1,369円	17円	①：97% ②：3%	10情報処理・通信技術者	1,369
						101システムコンサルタント	1,389
						102システム設計技術者	1,390
						103プロジェクトマネージャー	1,682
						104ソフトウェア開発技術者	1,371
						105システム運用管理者	1,296
						106通信ネットワーク技術者	1,353
						109その他の情報処理技術者等	1,303
11その他の技術者 (N=66)	1,285円	1,807円	1,233円	36円	①：97% ②：3%	11その他の技術者	1,233
						119その他の技術者	1,233
12医師、薬剤師等 (N=53)	1,737円	5,242円	1,839円	14円	①：98% ②：2%	12医師、薬剤師等	1,839
						121医師	5,621
						122歯科医師	2,461
						123獣医師	1,586
						124薬剤師	1,747
13保健師、助産師等 (N=85)	1,344円	1,578円	1,307円	20円	①：89% ②：10%	13保健師、助産師等	1,307
						131保健師	1,309
						132助産師	1,462
						133看護師、准看護師	1,306
14医療技術者	—	—	—	—	①：— ②：—	14医療技術者	1,294

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 ①と賃金構造基本 統計調査②等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値（0年）（令和5年度適用）
15その他の保健医療 (N=63)	1,204円	1,466円	1,162円	12円	①： 98% ②： 2%	15その他の保健医療 1,162 151栄養士、管理栄養士 1,110 152あん摩マッサージ指圧師等 1,259 153柔道整復師 1,295 159他に分類されない保健医療 1,197
16社会福祉の専門的職業 (N=68)	1,229円	1,466円	1,201円	10円	①： 96% ②： 4%	16社会福祉の専門的職業 1,201 161福祉相談・指導専門員 1,192 162福祉施設指導専門員 1,163 163保育士 1,163 169その他の社会福祉の職業 1,265
17法務の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	17法務の職業 1,342
18経営・金融等の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	18経営・金融等の職業 1,354
19教育の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	19教育の職業 1,175
20宗教家	—	—	—	—	①： — ②： —	20宗教家 1,275
21著述家、記者、編集者 (N=58)	1,241円	1,466円	1,204円	13円	①： 100% ②： 0%	21著述家、記者、編集者 1,204 211著述家 1,247 212記者 1,169 213編集者 1,213
22美術家、デザイナー等 (N=80)	1,207円	1,728円	1,171円	18円	①： 100% ②： 0%	22美術家、デザイナー等 1,171 221彫刻家 - 222画家、書家、漫画家 1,106 223工芸美術家 - 224デザイナー 1,183 225写真家、映像撮影者 1,101
23音楽家、舞台芸術家 (N=80)	1,226円	2,172円	1,165円	27円	①： 97% ②： 0% 独自： 3%	23音楽家、舞台芸術家 1,165 231音楽家 - 233俳優 - 234プロデューサー、演出家 1,173 235演芸家 -
24その他の専門的職業 (N=74)	1,241円	1,567円	1,194円	13円	①： 98% ②： 2%	24その他の専門的職業 1,194 241図書館司書 1,078 242学芸員 1,100 243カウンセラー 1,248 244個人教師 1,165 245職業スポーツ家 - 246通信機器操作員 1,130 249他に分類されない専門 1,251
25一般事務員 (N=119)	1,076円	1,424円	1,059円	16円	①： 95% ②： 5%	25一般事務員 1,058 251総務事務員 1,107 252人事事務員 1,262 253企画・調査事務員 1,248 254受付・案内事務員 1,064 255秘書 1,258 256電話応接事務員 1,133 257総合事務員 1,033 258医療・介護事務員 988 259その他の一般事務の職業 1,112
26会計事務員 (N=101)	1,174円	1,430円	1,172円	15円	①： 98% ②： 2%	26会計事務員 1,172 261現金出納事務員 1,095 262銀行等窓口事務員 1,022 263経理事務員 1,156 269その他の会計事務の職業 1,289
27生産関連事務員 (N=98)	1,134円	1,389円	1,130円	5円	①： 98% ②： 2%	27生産関連事務員 1,130 271生産現場事務員 1,146 272出荷・受荷係事務員 1,099
28営業・販売関連事務員 (N=99)	1,171円	1,431円	1,157円	12円	①： 98% ②： 2%	28営業・販売関連事務員 1,157 281営業・販売事務員 1,132 289その他の営業・販売事務 1,256

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和5年度適用)
29外勤事務員 (N=83)	1,088円	1,163円	1,081円	1円	①: 100% ②:	29外勤事務員 1,081 291集金人 1,099 292訪問調査員 1,251 299その他の外勤事務の職業 1,056
30運輸・郵便事務 (N=86)	1,195円	1,929円	1,215円	3円	①: 97% ②: 3%	30運輸・郵便事務 1,215 301旅客・貨物係事務員 1,037 302運行管理事務員 1,227 303郵便事務員 -
31事務用機器操作の職業 (N=105)	1,122円	1,548円	1,083円	29円	①: 98% ②: 2%	31事務用機器操作の職業 1,083 311パソコン操作員 1,108 312データ入力係員 1,056 313コンピュータ操作員 1,112 319その他の事務用機器操作 1,087
32商品販売の職業 (N=53)	1,131円	1,215円	1,124円	8円	①: 92% ②: 8%	32商品販売の職業 1,124 321小売店主・店長 1,255 322卸売店主・店長 1,357 323小売店販売員 1,112 324卸売・商品実演販売員 1,176 325商品訪問・移動販売員 1,143 326再生資源回収・卸売人 1,188 327商品仕入営業員 1,275
33販売類似の職業 (N=44)	1,237円	1,388円	1,288円	3円	①: 97% ②: 3%	33販売類似の職業 1,288
34営業の職業 (N=57)	1,264円	1,566円	1,258円	7円	①: 98% ②: 2%	34営業の職業 1,258 341飲食料品販売営業員 1,232 342化学品販売営業員 1,223 343医薬品営業員 1,265 344機械器具販売営業員 1,204 345通信・情報システム営業員 1,310 346金融・保険営業員 1,192 347不動産営業員 1,334 349その他の営業の職業 1,264
35家庭生活支援サービス (N=53)	1,135円	1,186円	1,136円	0円	①: 100% ②: 0%	35家庭生活支援サービス 1,136 351家政婦(夫)、家事手伝 1,109 359その他の家庭生活サービス 1,159
36介護サービスの職業 (N=79)	1,109円	1,218円	1,100円	4円	①: 91% ②: 9%	36介護サービスの職業 1,100 361施設介護員 1,074 362訪問介護職 1,217
37保健医療サービス (N=75)	978円	1,124円	976円	1円	①: 95% ②: 5%	37保健医療サービス 976 371看護助手 945 372歯科助手 1,007 379その他の保健医療サービス 987
38生活衛生サービス (N=66)	1,132円	1,242円	1,192円	5円	①: 86% ②: 14%	38生活衛生サービス 1,192 381理容師 1,344 382美容師 1,182 383美容サービス職 1,120 384浴場従事人 1,060 385クリーニング職 1,020 389その他の生活衛生サービス 1,015
39飲食物調理の職業 (N=74)	1,119円	1,199円	1,161円	3円	①: 74% ②: 26%	39飲食物調理の職業 1,161 391調理人 1,161 392バーテンダー 1,168
40接客・給仕の職業 (N=87)	1,157円	1,309円	1,212円	5円	①: 83% ②: 17%	40接客・給仕の職業 1,212 401飲食店主・店長 1,379 402旅館・ホテル支配人 1,575 403飲食物給仕係 1,200 404旅館・ホテル・乗物接客員 1,081 405接客社交係、芸者等 1,143 406娯楽場等接客員 1,138 409その他の接客・給仕の職業 1,181

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和5年度適用)	
41居住施設・ビルの管理 (N=69)	1,172円	1,387円	1,166円	4円	①: 100% ②: 0%	41居住施設・ビルの管理	1,166
						411マンション管理人等	1,119
						412寄宿舍・寮管理人	1,253
						413ビル管理人	1,167
						414駐車場・駐輪場管理人	1,072
						419その他の居住施設等の管理	1,248
42その他のサービス (N=71)	1,108円	1,146円	1,104円	2円	①: 97% ②: 3%	42その他のサービス	1,104
						421添乗員、観光案内人	1,062
						422物品一時預り人	-
						423物品賃貸人	1,085
						424広告宣伝人	1,161
						425葬儀師、火葬係	1,117
						426トリマー	1,000
						429他に分類されないサービス	1,113
43自衛官	—	—	—	—	①: — ②: —	43自衛官	1,023
44司法警察職員	—	—	—	—	①: — ②: —	44司法警察職員	1,207
45その他の保安職業	—	—	—	—	①: — ②: —	45その他の保安職業	1,077
46農業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	46農業の職業	1,097
47林業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	47林業の職業	1,135
48漁業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	48漁業の職業	1,158
49生産設備(金属) (N=67)	1,088円	1,128円	1,091円	2円	①: 89% ②: 11%	49生産設備(金属)	1,091
						491製鉄・製鋼製錬設備等	1,099
						492鑄造・鍛造設備	1,084
						493金属工作設備制御・監視員	1,090
						494金属プレス設備	1,060
						495鉄工・製缶設備	1,127
						496板金設備制御・監視員	1,093
						497めっき・金属研磨設備	1,079
						498金属溶接・溶断設備	1,123
						499その他の生産設備(金属)	1,084
50生産設備(金属除く) (N=65)	1,084円	1,159円	1,080円	3円	①: 97% ②: 3%	50生産設備(金属除く)	1,080
						501化学製品生産設備	1,095
						502窯業製品生産設備	1,122
						503食料品生産設備	1,084
						504飲料・たばこ生産設備	1,033
						505紡織・衣服生産設備等	1,015
						506木製製品生産設備等	1,076
						507印刷・製本設備	1,063
						508ゴム生産設備等	1,084
						509その他の生産設備	1,090
51生産設備(機械) (N=76)	1,099円	1,939円	1,094円	5円	①: 98% ②: 2%	51生産設備(機械)	1,094
						511一般機械器具組立設備	1,110
						512電気機械器具組立設備	1,082
						513自動車組立設備	1,070
						514輸送用機械器具組立設備	1,120
						515計量計測機器組立設備等	1,110

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和5年度適用)	
					① : ② :		
52金属材料製造等 (N=68)	1,162円	1,898円	1,113円	3円	① : 93% ② : 7%	52金属材料製造等	1,113
						521製鉄工・製鋼工	1,111
						522非鉄金属製錬工	1,097
						523鋳物製造工	1,088
						524鍛造工	1,210
						525金属熱処理工	1,114
						526圧延工	1,081
						527汎用金属工作機械工	1,088
						528数値制御金属工作機械工	1,088
						531金属プレス工	1,073
						532鉄工・製缶工	1,136
						533板金工	1,145
						534めっき工・金属研磨工	1,070
						535くぎ・ばね製造工等	1,085
						536金属製品製造工	1,087
						537金属溶接・溶断工	1,154
						539その他の金属材料製造等	1,109
54製品製造・加工処理 (N=73)	1,064円	1,371円	1,046円	15円	① : 98% ② : 2%	54製品製造・加工処理	1,046
						541化学製品製造工	1,076
						542窯業・土石製品製造工	1,098
						543精穀・製粉製造工等	1,037
						544めん類製造工	1,023
						545パン・菓子製造工	1,056
						546豆腐・こんにゃく製造工等	1,015
						547かん詰・びん詰製造工等	976
						548乳・乳製品製造工	1,009
						551食肉加工品製造工	1,079
						552水産物加工工	1,005
						553保存食品製造工等	1,004
						554弁当・惣菜類製造工	1,078
						555野菜つけ物工	988
						556飲料・たばこ製造工	1,042
						557繊維工	1,004
						558衣服・繊維製品製造工	908
						561木製製品製造工	1,046
						562パルプ・紙・紙製品製造工	1,043
						563印刷・製本作業員	1,074
						564ゴム製品製造工	1,056
						565プラスチック製品製造工	1,065
						569その他の製品製造等	1,065
57機械組立の職業 (N=84)	1,086円	1,492円	1,080円	19円	① : 99% ② : 1%	57機械組立の職業	1,080
						571一般機械器具組立工	1,131
						572電気機械組立工	1,053
						573電気通信機械器具組立工	1,019
						574電子応用機械器具組立工	1,057
						575電子機械器具組立工等	1,006
						576半導体製品製造工	1,048
						577電球・電子管組立工	1,020
						578乾電池・蓄電池製造工	1,073
						581被覆電線製造工	1,003
						582束線工	941
						583電子機器部品組立工	996
						584自動車組立工	1,068
						585輸送用機械器具組立工	1,093
						586計量計測機器組立工	1,088
						587光学機械器具組立工	996
						588レンズ研磨工・加工工	1,008
						591時計組立工	874
						599その他の機械組立の職業	1,093
60機械整備・修理の職業 (N=80)	1,144円	1,765円	1,135円	13円	① : 97% ② : 3%	60機械整備・修理の職業	1,135
						601一般機械器具修理工	1,146
						602電気機械器具修理工	1,154
						603自動車整備工	1,124
						604輸送用機械器具整備等	1,137
						605計量計測機器修理工等	1,217

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和5年度適用)	
					① : ② :		
61製品検査(金属) (N=64)	1,075円	1,590円	1,058円	2円	① : 96% ② : 4%	61製品検査(金属)	1,058
						611金属材料検査工	1,049
						612金属加工・溶接検査工	1,061
62製品検査(金属除く) (N=70)	1,056円	1,277円	1,028円	27円	① : 96% ② : 4%	62製品検査(金属除く)	1,028
						621化学製品検査工	1,098
						622窯業製品検査工	1,125
						623食料品検査工	1,057
						624飲料・たばこ検査工	1,061
						625繊維・衣服製品検査工等	928
						626木製製品・バルブ検査工等	982
						627印刷・製本検査工	1,031
						628ゴム製品検査工等	987
						629その他の製品検査の職業	1,035
63機械検査の職業 (N=84)	1,098円	1,767円	1,087円	17円	① : 93% ② : 7%	63機械検査の職業	1,087
						631一般機械器具検査工	1,098
						632電気機械器具検査工	1,030
						633自動車検査工	1,181
						634輸送用機械器具検査工	1,133
						635計量計測機器検査工等	1,092
64生産関連・生産類似 (N=72)	1,155円	1,560円	1,156円	3円	① : 95% ② : 5%	64生産関連・生産類似	1,156
						641塗装工	1,150
						642画工・看板制作工	1,112
						643製図工	1,175
						644パタンナー	1,060
						649その他の生産関連等	1,100
65鉄道運転の職業	—	—	—	—	① : ② :	65鉄道運転の職業	953
66自動車運転の職業 (N=33)	1,203円	1,278円	1,262円	23円	① : 80% ② : 10%	66自動車運転の職業	1,262
						661バス運転手	1,128
						662乗用自動車運転手	1,031
						663貨物自動車運転手	1,331
						669その他の自動車運転の職業	1,251
67船舶・航空機運転	—	—	—	—	① : ② :	67船舶・航空機運転	1,358
68その他の輸送の職業 (N=47)	1,141円	1,295円	1,137円	9円	① : 93% ② : 0%	68その他の輸送の職業	1,137
						681車掌	983
						682駅構内係	963
						683甲板員、船舶機関員	1,332
						684フォークリフト運転作業員	1,135
						689他に分類されない輸送	1,148
69定置・建設機械運転 (N=43)	1,231円	1,656円	1,247円	8円	① : 85% ② : 3%	69定置・建設機械運転	1,247
						691発電員、変電員	1,191
						692ボイラーオペレーター	1,095
						693クレーン・巻上機運転工	1,289
						694ポンプ・送風機運転工	1,162
						695建設機械運転工	1,312
						696玉掛作業員	1,211
						697ビル設備管理員	1,207
						699その他の定置機械運転等	1,100
70建設躯体工事の職業	—	—	—	—	① : ② :	70建設躯体工事の職業	1,304
71建設の職業 (N=298)	—	—	—	—	① : ② :	71建設の職業	1,221
72電気工事の職業	—	—	—	—	① : ② :	72電気工事の職業	1,185
73土木の職業	—	—	—	—	① : ② :	73土木の職業	1,237
74採掘の職業	—	—	—	—	① : ② :	74採掘の職業	1,202

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和5年度適用)
75運搬の職業 (N=50)	1,136円	1,162円	1,143円	2円	①: 100% ②:	75運搬の職業 1,143 751郵便集配員、電報配達員 1,239 752港湾荷役作業員 1,118 753陸上荷役・運搬作業員 1,174 754倉庫作業員 1,118 755配達員 1,159 756荷造作業員 1,053
76清掃の職業 (N=40)	1,106円	1,372円	1,099円	11円	①: 96% ②: 4%	76清掃の職業 1,099 761ビル・建物清掃員 1,028 762ハウスクリーニング作業員 1,128 763道路・公園清掃員 1,148 764ごみ収集・し尿採取作業員 1,112 765産業廃棄物収集作業員 1,172 769その他の清掃の職業 1,182
77包装の職業 (N=47)	1,023円	1,944円	1,001円	22円	①: 100% ②: 0%	77包装の職業 1,001 771製品包装作業員 1,001 779その他の包装の職業 999
78その他の運搬等の職業 (N=43)	1,102円	1,112円	1,102円	1円	①: 100% ②: 0%	78その他の運搬等の職業 1,102 781選別作業員 1,102 782軽作業員 1,105 789他に分類されない運搬等 1,086

(注1) 「職業分類」は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく中分類。

(注2) 労使協定書に職業分類の小分類のみ記載しているものは、中分類の額とみなして集計。

また、労使協定書に小分類が複数記載されているものは、その平均額を中分類の額とみなして集計。

(注3) 労使協定書に賃金構造基本統計調査の職種が記載されているものは、対応すると考えられる職業安定業務統計の職業分類において集計。

(注4) 表中の「一般賃金」とは、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金(月額)の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額。

(注5) 各労使協定書について、以下の手順で集計。

① 各労使協定書に記載されている基準値(0年)の協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を確認。

② 地域指数を全国(100.0)に換算した額を計算。

※例えば、北海道で1,200円の場合、 $1,200円 \div 0.927$ (地域指数)=1,294円として集計する。

③ ②で計算した額を各労使協定書の協定対象派遣労働者の賃金額の下限額として集計。

(注6) 「平均額」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注5)の②のとおり地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注7) 「一般賃金水準との差額の平均値」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注5)の②のとおり地域性を除去した上で、「一般賃金水準」と差額を加重平均したもの。

(注8) 「職業安定業務統計(①)と賃金構造基本統計調査(②)等の使用割合」は、基本給・賞与・手当等を労使協定に定めるに当たって、職種別の基準値として選択した統計調査等の使用割合をいう。①は通達の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」を、②は「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」を表し、「独自」とは、通達に基づく統計以外の統計を表す。

また、一つの職業分類で①、②等を併用している労使協定書は①、②等のいずれにも集計していないため、①、②等の割合の合計が100%となっていない職業分類もある。

(注9) 「(参考)」は、通達の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」において対応する職業別の基準値(0年)を抜粋したもの。

(注10) 必要サンプルサイズを満たしていない職業等は、「-」と表示。